

幸区子育て情報誌編集会議公募委員募集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幸区子育て情報誌編集会議設置要綱別表に規定する公募委員の募集に関して必要な事項を定める。

(応募要件)

第2条 公募委員の応募要件は、次のとおりとする。

- (1) 区役所開庁時間中の会議に出席できること。
- (2) 子育て中又は子育てに関心があること。
- (3) 本区内に在住のこと。
- (4) 本市の附属機関等の委員となっていないこと。
- (5) 本市の職員でないこと。

(応募に必要な書類)

第3条 応募する際に必要な書類は、申込書とする。

(申込書の記載事項等)

第4条 申込書には次の事項を記載するものとする。

- (1) 申し込もうとする者の住所、氏名、電話番号及び生年月日
- (2) 現在の職業
- (3) 申し込んだ理由

2 前号の申込書の様式は自由とし、上記の事項を漏れなく記載するものとする。

(選考方法等)

第5条 公募委員の選考は、申込書を対象に書類選考により行うものとする。

2 前項の選考を行うため、幸区役所子育て情報誌編集会議公募委員選考会を設置する。

3 選考結果は、当該応募者に通知する。

(特例)

第6条 公募を行った結果、次に掲げるときは、再公募によらず公募人数に満たない人数の委員を選任できるものとする。

- (1) 申し込み期限までに申込者数が公募人数に満たないとき。
- (2) 申込者が申込資格を満たさなかったことにより、公募人数に満たなかったとき。
- (3) 前条の選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は幸区長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。また、この要綱の施行に伴い、「幸区子育て情報誌編集委員会委員公募要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。